

愛知県常滑市において給油所を運営する石油製品小売業者に対する警告について

平成27年12月24日

公正取引委員会

公正取引委員会は、愛知県常滑市において給油所を運営する石油製品小売業者2社（以下「2社」という。）に対し、本日、次のとおり、警告を行った。

本件は、2社が、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第3号〔不当廉売〕）の規定に違反するおそれがある行為を行っていたものである。

1 警告の相手方

事業者名	本店の所在地	代表者	給油所
バロン・パーク株式会社	愛知県半田市稲穂町九丁目1番地	代表取締役 石川 宏之	ユニーオイル常滑りんくう給油所
コストコホールセールジャパン株式会社	川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号	代表取締役 ケン・テリオ	コストコホールセール中部空港ガスステーション

2 警告の概要

- (1) 2社は、それぞれ、愛知県常滑市に所在する前記1の「給油所」欄記載の給油所において、平成27年11月18日から同月27日までの10日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。
- (2) 前記(1)の行為は、それぞれ、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第3号〔不当廉売〕）の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、2社に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所第一審査課

電話 052-961-9425（直通）

公正取引委員会事務総局審査局公正競争監視室

電話 03-3581-2508（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>